



宮崎県公報

令和7年12月12日(金曜日) 号外 第60号

発行 宮崎県

印刷 宮崎市旭1丁目6番25号
K・Pクリエイションズ株式会社発行定日 毎週月・木曜日
購読料(送料込) 1年 64,800円

目次

頁

条例

○市町村立学校職員の給与等に関する条例等の一

部を改正する条例……………(教育庁) 1

本号で公布された条例のあらまし

◎ 市町村立学校職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例(条例第60号)

1 改正の理由及び主な内容

令和7年の人事委員会勧告を踏まえ、市町村立学校職員の給与改定を行うとともに、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部改正に伴い、教職調整額の改定等を行うため、所要の改正を行うこととしました。

2 施行期日等

この条例は、一部の規定を除き、公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用することとしました。

条例

市町村立学校職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月12日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県条例第60号

市町村立学校職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例

(市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部改正)

第1条 市町村立学校職員の給与等に関する条例(昭和32年宮崎県条例第26号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(宿日直手当) <p>第5条 宿日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務1回につき、<u>4,400円</u> (人事委員会規則で定める特殊な業務を主として行う宿日直勤務にあっては、<u>6,100円</u>) を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額を宿日直手当として支給する。ただし、執務が行われる時間が執務が通常行われる日の執務時間の2分の1に相当する時間である日で人事委員会規則で定めるものに退庁時から引き続いて行われる宿直勤務にあっては、その額は、<u>6,600円</u> (人事委員会規則で定める特殊な業務を主として行う宿直勤務にあっては、<u>9,150円</u>) を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額とする。</p>	(宿日直手当) <p>第5条 宿日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務1回につき、<u>4,700円</u> (人事委員会規則で定める特殊な業務を主として行う宿日直勤務にあっては、<u>6,400円</u>) を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額を宿日直手当として支給する。ただし、執務が行われる時間が執務が通常行われる日の執務時間の2分の1に相当する時間である日で人事委員会規則で定めるものに退庁時から引き続いて行われる宿直勤務にあっては、その額は、<u>7,050円</u> (人事委員会規則で定める特殊な業務を主として行う宿直勤務にあっては、<u>9,600円</u>) を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額とする。</p>

別表第1を次のように改める。

別表第1 教育職給料表(第3条関係)

職員の区分 号 級	職務の級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1	212,900	234,000	332,500	361,900	448,100
	2	215,300	236,400	334,300	363,400	449,400
	3	217,600	238,800	336,100	364,900	450,600
	4	219,900	241,300	337,800	366,300	451,900
	5	222,100	243,700	339,400	367,700	453,000
	6	224,400	246,100	341,300	369,000	454,100
	7	226,600	248,500	343,200	370,300	455,300
	8	228,800	251,000	345,000	371,700	456,500
	9	231,000	253,400	346,800	373,100	457,800
	10	233,200	255,000	348,800	374,400	459,000
	11	235,400	256,600	350,600	375,700	460,100
	12	237,600	258,200	352,300	376,900	461,200
	13	239,800	259,800	354,000	378,100	462,400
	14	241,900	261,200	355,700	379,400	463,200
	15	244,000	262,600	357,200	380,600	464,000
	16	246,100	264,000	358,800	381,800	464,900
	17	248,200	265,400	360,400	382,800	465,800
	18	250,000	266,600	361,700	384,000	466,200
	19	251,700	267,800	362,900	385,200	466,700
	20	253,400	269,000	364,000	386,300	467,200
	21	255,100	270,300	365,300	387,300	467,700
	22	256,400	271,400	366,700	388,500	468,100
	23	257,700	272,500	368,100	389,700	468,600
	24	258,900	273,700	369,400	390,800	469,100
	25	260,100	275,000	370,600	391,800	469,600
	26	261,200	276,700	372,000	393,000	
	27	262,300	278,400	373,300	394,100	
	28	263,400	280,100	374,600	395,200	
	29	264,600	281,800	375,800	396,300	
	30	265,700	283,800	377,200	397,500	
	31	266,800	286,000	378,500	398,700	
	32	267,800	288,200	379,800	399,800	
	33	268,900	290,400	381,100	400,800	
	34	269,900	292,600	382,300	401,900	
	35	270,900	294,800	383,400	403,100	
	36	272,000	296,900	384,600	404,300	
	37	273,200	298,900	385,800	405,500	
	38	274,100	300,800	387,000	406,800	
	39	275,100	302,700	388,200	407,900	
	40	276,200	304,500	389,300	409,100	

	41	277,400	306,300	390,400	410,200	
	42	278,500	308,200	391,600	411,500	
	43	279,600	310,000	392,800	412,500	
	44	280,700	311,700	393,900	413,600	
	45	281,600	313,400	395,000	414,800	
	46	282,400	315,200	396,300	416,000	
	47	283,200	316,900	397,500	417,200	
	48	284,000	318,500	398,600	418,400	
	49	284,600	320,100	399,500	419,500	
	50	285,400	321,800	400,700	420,500	
	51	286,100	323,600	401,700	421,800	
	52	286,800	325,300	402,800	423,000	
	53	287,600	326,600	403,600	424,200	
	54	288,400	328,500	404,700	425,300	
	55	289,000	330,300	405,700	426,400	
	56	289,700	332,000	406,700	427,500	
	57	290,400	333,600	407,800	428,500	
	58	291,200	335,500	408,800	429,700	
	59	292,000	337,200	409,900	430,900	
定年前	60	292,600	338,900	411,000	432,100	
	61	293,200	340,600	412,000	432,700	
	62	293,900	342,300	413,100	433,500	
短時間	63	294,600	344,000	414,200	434,200	
	64	295,100	345,700	415,200	434,700	
勤務職	65	295,800	347,400	416,100	435,000	
員以外	66	296,500	348,700	417,000	435,300	
	67	297,100	350,000	418,000	435,700	
の職員	68	297,700	351,300	419,000	436,100	
	69	298,400	352,800	419,800	436,400	
	70	299,100	354,300	420,600	436,800	
	71	299,700	355,800	421,300	437,100	
	72	300,400	357,300	422,100	437,400	
	73	300,900	358,600	422,800	437,700	
	74	301,500	360,100	423,400	438,000	
	75	302,200	361,600	424,100	438,300	
	76	302,700	363,000	424,800	438,600	
	77	303,300	364,400	425,400	438,800	
	78	303,900	365,900	426,100	439,100	
	79	304,500	367,400	426,600	439,400	
	80	305,100	368,900	427,200	439,600	
	81	305,600	370,200	427,600	439,800	
	82	306,100	371,500	428,000		
	83	306,700	372,800	428,300		
	84	307,300	374,000	428,500		

	85	307,700	375,200	428,700
	86	308,100	376,400	429,000
	87	308,600	377,500	429,300
	88	309,100	378,600	429,500
	89	309,500	379,600	429,700
	90	310,000	380,700	430,000
	91	310,400	381,800	430,300
	92	310,900	382,900	430,500
	93	311,200	384,000	430,700
	94	311,700	385,100	431,000
	95	312,200	386,100	431,300
	96	312,600	387,200	431,500
	97	312,900	388,200	431,700
	98	313,300	389,200	432,000
	99	313,700	390,100	432,300
	100	314,100	391,000	432,500
	101	314,500	391,800	432,700
	102	314,800	392,800	433,000
	103	315,100	393,600	433,300
	104	315,400	394,500	433,500
	105	315,600	395,300	433,700
	106	315,900	396,200	
	107	316,200	397,100	
	108	316,400	398,000	
	109	316,600	398,800	
	110	316,800	399,800	
	111	317,100	400,700	
	112	317,400	401,600	
	113	317,600	402,200	
	114	317,800	403,100	
	115	318,000	404,000	
	116	318,300	404,900	
	117	318,600	405,700	
	118	318,800	406,400	
	119	319,100	407,200	
	120	319,400	408,000	
	121	319,600	408,600	
	122	319,800	409,300	
	123	320,000	410,000	
	124	320,300	410,600	
	125	320,600	411,200	
	126		411,900	
	127		412,400	
	128		413,000	

	129		413,600			
	130		414,200			
	131		414,700			
	132		415,200			
	133		415,500			
	134		415,800			
	135		416,000			
	136		416,300			
	137		416,600			
	138		416,900			
	139		417,200			
	140		417,500			
	141		417,800			
	142		418,100			
	143		418,400			
	144		418,700			
	145		418,900			
	146		419,200			
	147		419,500			
	148		419,700			
	149		419,900			
	150		420,200			
	151		420,500			
	152		420,700			
	153		420,900			
	154		421,200			
	155		421,500			
	156		421,700			
	157		421,900			
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基 準 給料月額				
		円 238,400	円 285,800	円 314,300	円 341,600	円 425,600

備考

- 1 この表は、小学校、中学校又は義務教育学校に勤務する校長、副校長、教頭、教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

第2条 市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(特殊勤務手当)	(特殊勤務手当)
第4条 特殊勤務手当の種類は、 <u>多学年学級担当手当</u> 、教員特殊業務手当、教育業務連絡指導手当、夜間学級担当手当及び夜間中学業務手当とする。	第4条 特殊勤務手当の種類は、教員特殊業務手当、教育業務連絡指導手当、夜間学級担当手当及び夜間中学業務手当とする。
2 多学年学級担当手当は、小学校、中学校又は義務教育学校の <u>2以上</u> の学年の児童又は生徒で編制される学級を担当する職員のうち人事委員会の定める職員が当該学級における授業又は指導に従事したときに支給する。	
3 前項の手当の額は、従事した日1日につき 350円の範囲内で人事委員会が定める。	
4 [略]	2 [略]
5 前項の手当の額は、業務に従事した日1日につき、次に掲げる額とする。	3 前項の手当の額は、業務に従事した日1日につき、次に掲げる額とする。
(1) [略]	(1) [略]
(2) 前項第1号イ及びウの業務 <u>7,500円</u>	(2) 前項第1号イ及びウの業務 <u>8,000円</u>
(3)～(6) [略]	(3)～(6) [略]
6～11 [略]	4～9 [略]
(義務教育等教員特別手当)	(義務教育等教員特別手当)
第5条の3 [略]	第5条の3 [略]
2 義務教育等教員特別手当の月額は、 <u>8,000円</u> を超えない範囲内で、職務の級及び号給(定年前再任用短時間勤務職員にあっては、職務の級)の別に応じて、人事委員会規則で定める。	2 義務教育等教員特別手当の月額は、 <u>8,200円</u> を超えない範囲内で、職務の級及び号給(定年前再任用短時間勤務職員にあっては、職務の級)の別に応じて、 <u>並びに当該教育職員の校務類型に係る業務の困難性</u> その他の事情を考慮して人事委員会規則で定める。
3 第1項において「教育職員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものをいう。	3 前2項において「教育職員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものをいう。
4 前3項に規定するものほか、義務教育等教員特別手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。	4 第2項の校務類型は、次に掲げる校務の種類とする。
別表第1 教育職給料表(第3条関係)	別表第1 教育職給料表(第3条関係)
[略]	[略]
備考	備考
1 [略]	1 [略]
2 この表の適用を受ける職員のうち、 <u>その職務の級が3級である職員</u> で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に <u>7,500円</u> をそれぞれ加算した額とする。	2 この表の適用を受ける職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に、 <u>その職務の級が3級である職員にあっては11,500円を、4級である職員にあっては 4,000円を</u> それぞれ加算した額とする。

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第3条 職員の給与に関する条例(昭和29年宮崎県条例第40号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(義務教育等教員特別手当)	(義務教育等教員特別手当)
第8条の6 [略]	第8条の6 [略]
	2 義務教育等教員特別手当の月額は、職務の級及び号給(定年前再任用短時間勤務職員にあっては、職務の級)の別に応じて、 <u>並びに当該教育職員の校務類型に係る業務の困難性</u> その他の事情を考慮して人事委員会規則で定める。

宮崎県公報

令和7年12月12日(金曜日) 号外 第60号

2 前項において、「教育職員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものをいう。

3 前2項に規定するものほか、義務教育等教員特別手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

別表第3 教育職給料表(第3条関係)

[略]

備考

- 1 [略]
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

3 前2項において、「教育職員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものをいう。

4 第2項の校務類型は、次に掲げる校務の種類とする。

- (1) 学級(中学校、高等学校及び中等教育学校の学級に限り、特別支援学級を除く。)を担任する業務
- (2) 前号に掲げるもの以外の校務

5 前各項に規定するものほか、義務教育等教員特別手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

別表第3 教育職給料表(第3条関係)

[略]

備考

- 1 [略]
- 2 この表の適用を受ける職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に、その職務の級が3級である職員にあっては11,500円を、4級である職員にあっては3,800円をそれぞれ加算した額とする。

(県立学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第4条 県立学校職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和34年宮崎県条例第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(教員特殊業務手当)	(教員特殊業務手当)
第5条 [略]	第5条 [略]
2 前項の手当の額は、業務に従事した日1日につき、次に掲げる額とする。	2 前項の手当の額は、業務に従事した日1日につき、次に掲げる額とする。
(1) [略]	(1) [略]
(2) 前項第1号イ及びウの業務 <u>7,500円</u>	(2) 前項第1号イ及びウの業務 <u>8,000円</u>
(3)~(7) [略]	(3)~(7) [略]

(義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正)

第5条 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例(昭和46年宮崎県条例第47号)の一部を次のように改正する。

。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(教育職員の教職調整額の支給)	(教育職員の教職調整額の支給)
第3条 教育職員(校長、副校長及び教頭を除く。第7条において同じ。)には、当該職員の給料月額の <u>100分の4</u> に相当する額の教職調整額を支給する。	第3条 教育職員(校長、副校長及び教頭並びに指導改善研修被認定者(教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第25条第1項の規定による認定を受けた者であって、当該認定の日から同条第4項の認定の日までの間にあるものをいう。第7条第4項において同じ。)を除く。第7条において同じ。)には、当該職員の給料月額の <u>100分の10</u> に相当する額の教職調整額を支給する。
2 [略]	2 [略]
(教職調整額を給料とみなして適用する条例等)	(教職調整額を給料とみなして適用する条例等)
第4条 前条第1項の教職調整額の支給を受ける者に係る次に掲げる条例の規定並びにこれらに基づく人事委員会規則及び教育委員会規則の規定の適用については、同項の教職調整額は、給料とみなす。	第4条 前条第1項の教職調整額の支給を受ける者に係る次に掲げる条例の規定並びにこれらに基づく人事委員会規則及び教育委員会規則の規定の適用については、同項の教職調整額は、給料とみなす。
(1) [略]	(1) [略]
(2) 市町村立学校職員の給与等に関する条例(昭和32年宮崎県条例第26号)(第4条第8項及び第9項、第4条の2並びに第4条の3の規定に限る。)	(2) 市町村立学校職員の給与等に関する条例(昭和32年宮崎県条例第26号)(第4条第6項及び第7項、第4条の2並びに第4条の3の規定に限る。)
(3)~(5) [略]	(3)~(5) [略]
(教育職員の正規の勤務時間を超える勤務等)	(教育職員の正規の勤務時間を超える勤務等)
第7条 [略]	第7条 [略]
2・3 [略]	2・3 [略]

附 則

1・2 [略]

4 指導改善研修被認定者に対し時間外勤務を命ずる場合は、災害その他避けることのできない事由によって臨時の必要があるときに限るものとする。

附 則

1・2 [略]

(教職調整額に関する経過措置)

3 次の表の左欄に掲げる期間における第3条第1項の規定の適用については、同項中「100分の10」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和8年1月1日から同年12月31日まで	100分の5
令和9年1月1日から同年12月31日まで	100分の6
令和10年1月1日から同年12月31日まで	100分の7
令和11年1月1日から同年12月31日まで	100分の8
令和12年1月1日から同年12月31日まで	100分の9

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条から第5条までの規定は、令和8年1月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の市町村立学校職員の給与等に関する条例（以下「改正後の市町村立学校職員給与等条例」という。）の規定は、令和7年4月1日から適用する。
(切替日前の異動者の号給の調整)
- 3 令和7年4月1日（以下この項において「切替日」という。）前に職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
(給与の内払)
- 4 改正後の市町村立学校職員給与等条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の市町村立学校職員の給与等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の市町村立学校職員給与等条例の規定による給与の内払とみなす。
(経過措置)
- 5 第5条の規定の施行の日（以下この項において「一部施行日」という。）前に教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第25条第1項の規定による認定を受けた者であって、一部施行日の前日までに同条第4項の認定を受けていないものが、当該認定を受けるまでの間ににおける当該者に対する義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の規定による教職調整額は、第5条の規定による改正後の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例第3条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
(人事委員会規則への委任)
- 6 前3項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。